

議案第 15 号

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部  
改正について

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を別  
紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改  
正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部  
を改正する条例

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例（平成24  
年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25  
号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に  
係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択  
したものは、この条例による改正後の亀山市水道事業布設工事監  
督者の資格等を定める条例第3条第8号の適用については、同法  
第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係る  
ものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水  
道を選択したものとみなす。